

## 計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（認定一法 B-計量法登録）改正要旨

平成 21 年 10 月 15 日  
認定センター

### 1. 主な改正内容

- (1) 別表第 3 中、「力」の記述の修正及び追加。
- (2) 別記「（第 18 条関係）申請事業者又は登録事業者が宣言する計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質の校正等の期間の決定に係る基準」の改正
  - ・引用文書の改正に伴う変更及び訳語修正（例：「計器」を「測定器」に変更）による記述の変更等。技術的内容自体については大きな変更点はありません。

### 2. 改正理由

- (1) 「力」において、常用参照標準の追加及び校正周期の改正の必要性が生じたため (1.(1)) 。
- (2) 国際文書の改正（引用文書 ISO/IEC17025 の 1999 年版から 2005 年版への改正に伴う改正）に伴う改正。 (1.(2))

改正箇所には下線及び見え消し線を付してあります。

以 上